

令和3年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第1号 —

○会議日時 令和3年3月4日(木) 午前9時30分～午後5時11分

○場所 議場

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	中村節子
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	奥田勉	〃	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	野口範雄	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁
水道課長	神戸良和	下水道課長	黒川信夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 岡本委員長、小谷野議長、広瀬市長

3. 概要録署名委員 奥田勉委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 薬師寺・柴ほ場整備事業
道の駅しもつけ修繕・拡張事業
自治医大駅周辺整備事業
市道2-29号線整備事業
仁良川地区土地区画整理事業
南河内第2配水場機械電気設備更新事業

議案第2号 令和2年度下野市一般会計補正予算（第8号）【所管関係部分】

≪質疑・意見≫

[歳入] 質疑なし

[歳出]

6款1項6目 地域振興交流施設費

- 秋山委員： 地域振興交流施設費について、現地調査をしてきたが順調に工事が進んでいる。特に駐車場が狭隘であり、以前から拡張要望が出ている中で、江川・五千石の基盤整備から8年間は地目変更ができないという中で、手続き等で早めの対応をして、規制が解けたらすぐ着手していくということで進めてきたことは評価したい。補正予算で土地購入費が389万7,000円の減額である。安く購入できたことは良いことだが、積算根拠、金額はどう算出したのかを伺う。
- 商工観光課長： 予算に関しては、道の駅の買収単価が5,000円程度であったということで、それを参考に1㎡あたり5,000円で当初予算に計上した。本年度、不動産鑑定を行い令和2年1月1日現在の価格を算出し、夏に購入したため、その間の下落部分も考慮して4,100円の単価となった。当初予算からは単価が900円減額となり、面積が4,330㎡ということで今回の減額となった。
- 秋山委員： 当初の単価5,000円が、不動産鑑定をして4,100円になったということだが、地権者は当時の買収単価も把握しているので、安いと思いながらも理解していただいた上でこのような結果になったと思う。地権者との話し合いの中で、職員が丁寧に説明し、理解・協力を得られたということであり評価したい。

7款1項2目 商工業振興費

- 中村副委員長： 下野市小規模事業者等事業継続緊急支援金について、1,900件

用意していたところ193件しか申請がなく、3月1日まで延長したとホームページに記載があったが、その後、どれくらいの件数があったのか。

- 商工観光課長：3月1日まで1カ月間延長したが、193件が3月1日現在の数値である。商工会等を通して申請を行っている場合があるため、今後件数が伸びる可能性もある。
- 中村副委員長：昨日の部長の説明にあったが、確定申告により、やはり申請したいとなった場合に、そこから申請することもあり得るとのことだったので、申請の期限が伸びたということでもいいのか。
- 商工観光課長：1カ月延長したが、確定申告が3月15日までであるので、要綱の改正も含めて漏れがないように対応していきたい。

○中村副委員長：新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金及び新型コロナウイルス感染予防対策取組支援金の2件についても、思ったほどの申請がなくマイナスになっているのだと思うが、申請件数を伺う。

●商工観光課長：休業協力金については、去年の緊急事態宣言に伴う協力金であり88件である。感染予防対策取組支援金は現時点で73件となっている。

○中村副委員長：実際に協力していたけれども申請していないお店もあると思うか。

●商工観光課長：休業協力金に関しては、今年度、県で実施したものは時短要請であったが、去年のものは完全に休業した場合に対しての協力金であった。商工会等の関係機関と通知で案内しており、申請漏れはないと考えている。取組支援金は、現在も申請していただければ対象となるので、商工会や食品衛生協会を通じて何度か案内をしており、漏れがないように進めていきたい。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

○中村副委員長：スマートIC整備事業の土地購入費、移転補償について詳細を伺う。

●建設課長：土地購入費9,411万3,000円の増額については、前回の第二調整池の補正に関連した用地費となる。農地の単価を1㎡あたり5,000円で見込んでいたが、全体の事業費として、県、NEXCOとの単価調整を行い、農地で買収するのではなく、宅地見込地という形になり単価が1万2,000円となった。単価の差により用地費が増額となった。補償費については、同じ土地を市、県、NEXCOで買収する案件があり、その上の建物についての負担割合の協議がまとまらず、1月25日に用地に関する協定が結ばれた。市としては、建物についての補償も見込んでいたが、土地に係る部分の割合で補償費を案分するということになり、1つの土地に対してNEXCO 7割、県 2割、市 1割であった場合、補償物件についても同様の割合で負担することになった。そういったこと

による減額である。

- 中村副委員長：建物については、市で全て負担する予定であったものが、負担割合により負担することになったということによいか。
- 建設課長：全額見ていたわけではなく、ある程度の部分を見込んでいた。建物が5件のうち、3件分は間違いなく市で負担するという見込みでいたが、見方が変わったことによりこのようになった。

8款4項4目 公園費

- 中村副委員長：ウサギ公園と日酸公園の遊具更新について、比較的高い金額が計上されているが内容を伺う。
 - 都市計画課長：ウサギ公園の遊具更新の内容については、複合遊具と鉄棒とシーソーの3つの遊具の更新を行う。日酸公園は、規模の大きな複合遊具1基として1,325万5,000円を計上している。
- 秋山委員：公園費について、公園遊具長寿命化の基本的な方向性を決定した。傷んでから更新ではなく、事故につながらないように早く手入れをすることにより寿命を長くするということである。遊具等について、旧3町時代、同じような時期に設置した中で経費の分散や長寿命化を考えて対応していると思うが、備品台帳のようなもので、耐用年数が分かっていないと決められない。ただ点検を業者をお願いしてやった方がいいとなるのではなく、設置した年がわかる台帳をそろえていなければならないと思うが、その点はどうなっているか。
- 都市計画課長：遊具の更新については予防保全の考えにより、壊れる前に直すということで取り組んでいる。長寿命化計画を策定する際に、都市公園については、業者ですべての状況を確認したリストがある。不具合がある部分についてのリストであり、それを年次で更新している。新たに整備したものはリストに加えて管理しているが、古いものについては不明なものがあり、改めて整備をしている状況である。
 - 秋山委員：旧町時代の部分の確認は難しいと思う。業者を入れて目視確認をして、あと何年ぐらいはと判断するのかと思う。予算も限られているので、計画的にやっていくということである。市民からの要望などもあるかと思うが、問題が起きないように進めてほしい。

繰越明許費

- 中村副委員長：繰越明許費の道の駅しもつけ修繕・拡張事業について、既収入特定財源1,800万円とあるが、これは道の駅の基金か。
- 商工観光課長：駐車場整備の繰越であり、特定財源は公共施設整備基金であ

る。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第5号 令和2年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）

《質疑・意見》

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 中村副委員長： 工事請負費について、工事ブロックの追加と聞いたが詳細を伺う。
- 区画整理課長： 国の令和2年度第3次補正により社会資本整備総合交付金、また県補助金により追加補正するものであるが、都市計画道路3・4・4、県道栃木二宮線の道路と民地の間に地先境界ブロックを敷設する工事である。本当であれば道路の形を造りたいところだが、水道・下水道が入るので、区域区分を明確にするため先行して工事を行うものである。
- 中村副委員長： 補償費410万円の詳細を伺う。
- 区画整理課長： 補償については、年次計画により進めているが、交渉の進み具合により繰り越しを行う物件と入れ替えをしながら行っているということがある。また、補償費の算定をすると当初の見込みと違っている部分がある。さらに、平成28・29年度に補償が漏れていた物件があり、そういったものを精査した結果により不足分を追加補正した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第6号 令和2年度下野市水道事業会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第7号 令和2年度下野市下水道事業会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第8号 令和3年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

15款1項5目 商工使用料

- 石川委員：夜明け前施設使用料が去年より上がっているが、売り上げが上がっているということか。
- 商工観光課長：現在、売り上げの6%で使用料をいただいている。実績により見込んでいるが、今年度は前半にコロナの影響を受けて落ち込んでいたが、秋にイベント等を開催することで、昨年よりも若干伸びていることから10%増で計上している。

- 中村副委員長：石橋にぎわい広場使用料はどこから入るものか。
- 商工観光課長：旧石橋庁舎跡地に整備し、新たに設置管理条例を制定する石橋にぎわい広場について、イベント時の使用料を計上している。
- 中村副委員長：見込みということで理解した。
- 秋山委員：にぎわい広場について、使用料はどこに支払うことになるのか。広場なので個人で使うこともあると思う。貸し切りの時には料金を取って使用することになると思うが規定はどうなるのか。
- 商工観光課長：広場の設置であり施設がないため、商工観光課の窓口で申請受付を行う。公園なので自由に出入りでき、個人で公園として利用する場合は使用料はかからない。インターロッキング部分は駐車場を兼ねた整備であり、出入口は通常は閉めたままにする。イベント広場、芝生広場の2区分を条例で定め、半面・全体などイベント等で使用する際には使用料がかかる。
- 秋山委員：詳細についてはこれから検討するということか。
- 商工観光課長：芝生広場、イベント広場について、半日4時間で2,000円、営業を伴う場合は2,000円、イベント行事等で行う場合は800円、電源や水道を使用する場合は1日500円としている。

15款1項6目 土木使用料

- 石川委員：市営住宅使用料について、昨年の約半額の見込みであるが、1世帯減少したということでよいか。
- 都市計画課長：市営住宅使用料は、毎年度入居している方の所得に応じて金

額が変わる。現在、2世帯入居しているが前年度より所得が下がったことで減少している。

○石川委員： 昨年の半額くらいかと思うが、世帯数が変わらないということはその方の所得が減少したということか。

●都市計画課長： そのとおりである。

15款 2項 3目 土木手数料

○中村副委員長： 都市計画手数料の開発行為許可申請等手数料について、県からの権限移譲により手数料が得られるようになるかと思うが、どのような計算方法になっているのか。

●都市計画課長： 手数料は、過去3年間の平均と単価で計算している。29条の開発許可関係は、38件で過去の平均額が4万3,110円となっているので163万8,180円となっている。その他に42条・43条で、開発許可を受けた土地で新たに建物を作る場合の区分があるが、25件を見込み、過去の平均額が9,800円であり24万5,000円。開発閲覧簿ということで、開発許可を受けた土地の許可内容を記載した書類の交付が1件470円で、40件で1万8,800円。合計して190万1,980円となっている。

18款 1項 1目 財産貸付収入

○石川委員： 自動販売機等設置料について、設置することによって使用料が入るのか。売上の割合により収入となるのか。

●都市計画課長： 都市計画課所管として蔓巻公園、日酸公園、祇園原公園、文教公園の4カ所であり、入札で業者と金額が決定している。

○石川委員： 1台いくらかで決まっているわけではなく、全部で契約するということか。

●都市計画課長： 4つの公園に各1台自動販売機が設置してあり、1台ずつ個別に設置料が発生し、その合計額となっている。

○石川委員： この売り上げの収入は入ってくるのか。

●都市計画課長： 売り上げについては業者の収入であり、1本に対していくらかといった料金は取っていない。

○石川委員： 設置料のみということか。

●都市計画課長： 設置料のほかに電気料が市の収入となる。

18款 2項 1目 不動産売払収入

○石川委員： 道路払下収入の内容を伺う。

●建設課長： 認定外の赤道・青地など使用していない道路等を隣接する方に払い下げするものである。隣接者の同意を得て行っている。

22款4項3目 雑入

- 中村副委員長： その他雑入847万3,000円のうち、都市計画課で13万3,000円と
のことだが内容を伺う。
- 都市計画課長： 自販機の電気料について、蔓巻公園以外の公園については、
子メーターを設置しており、使用した分の電気料が市の収入となる。
- 石川委員： 都市計画課所管以外の電気料は含まれないのか。
- 都市計画課長： その他雑入のうち、都市計画課所管として13万3,000円あり、
祇園原公園が5万1,000円、日酸公園が2万8,000円、文教公園が5万4,000円
ということで、前年度の実績により予算計上している。

[歳出]

6款1項1目 農業委員会費

- 相澤委員： 農業者年金普及推進員活動謝礼について規定と成果を伺う。
- 農業委員会事務局長： 農業者年金の普及推進については、農業委員にお願い
しており、年間を通じて推進活動を行っている。成果として、1度の訪問で加
入することは難しいところであり、何カ月か後に再訪問して加入推進するこ
ともある。令和2年度では4件の加入があった。その他の推進としては、例年
1月から3月にかけて、集中的に戸別訪問して加入の推進をしている。
- 相澤委員： 農業年金加入資格者の人数はどの程度か。
- 農業委員会事務局長： 現在、待期者等も含め加入が452名となっている。

6款1項2目 農業総務費

- 相澤委員： 下都賀地方農業振興協議会の内容を伺う。
- 農政課長： 下都賀地方農業振興協議会は、栃木県、管内の市町、農業委員会、
農協、共済組合、酪農協同組合の代表が参加し、下都賀地区の農業農村の持続
的な発展に向けた各種対策を行う協議会である。

6款1項3目 農業振興費

- 奥田委員： 地域ブランド支援事業のかんぴょう消費拡大支援事業の内容を伺
う。
- 農政課長： かんぴょう産地支援事業については、かんぴょう生産を行う上
での施設や機械の導入補助として、購入費の2分の1、上限50万円の補助と、か
んぴょうの苗代の購入金額の2分の1の補助を行っている。
- 奥田委員： それは消費拡大という形か。
- 農政課長： ただ今の説明はかんぴょう産地支援事業についてであった。消費

拡大支援事業については、市内の飲食店に市産のかんぴょうを使用したメニューを提供する場合の補助であり、購入費の2分の1、2万円を限度に補助を行うものである。

- 相澤委員： 畑地帯環境整備支援事業の内容について伺う。
- 農政課長： 冬場の畑から発生する埃等を防止するため、畑に麦を作付してもらい緑肥として利用するもので、10アールあたり3,000円の補助金を両JAに交付している。
- 相澤委員： 農協に対してか。耕作者に対してか。
- 農政課長： 農協の申請に基づき交付している。

- 相澤委員： 農業用廃ビニール等処理対策事業について、小山農協と南河内地区が同額だが前年と変わりないか。
- 農政課長： 8万キログラムの3分の1で予算計上している。
- 相澤委員： 過去何年かの平均で見込んでいるのか。ここ数年、廃ビニールの処理料が上がってきているが、加味されているのか。
- 農政課長： 廃ビニール補助については、令和元年度までは180万円が上限だったが令和2年度から額を上げて、令和3年度については実績をもとに計上した。
- 相澤委員： 実績で補助しているということだが、3分の1の補助ということか。
- 農政課長： 補助率については3分の1となっている。
- 相澤委員： 農協から実績報告があつて重量に応じた割合で支払うのか。
- 農政課長： 予算額が上限となっている。
- 相澤委員： 前年までは180万円であり、下がったということか。処理料が上がっている中で、予算を下げるといふのはどのような理由か。
- 農政課長： 当初予算ベースで令和2年度は300万円で計上したが、令和3年度は実績を勘案し積算した。
- 相澤委員： 両方合わせて300万円であり、本来は150万円ずつだが、そこから10%程度下げた形ということか。
- 農政課長： 予算上では減額になっている。
- 相澤委員： いちご関係などは毎年ビニールを取り換えるが、最近では海外輸出や、処分先がないということで処理料が6倍くらいになっている。この予算はもう少しあつてもいいのではと思うがどうか。
- 産業振興部長： 廃ビニール処理については処理料が高騰しており、一昨年の両農協との懇談会で要望があつた。それまでは、市での負担は1キロ当たり30円で見えていたが、要望に基づいて内容を精査し補助率は変えずに50円に引き

上げた。実績については、予算上は1 J Aで9万キログラムを見込んだが、実績を勘案して令和3年度予算措置をしたということである。

- 中村副委員長：ユニバーサル農業支援事業について、これまでの実績を伺う。
- 農政課長：実績はない状況である。このユニバーサル農業支援事業を活用した整備はないが、障がい者が各農家に行った事業の実績は10カ所程度あり、各種農業を行っているという状況である。
- 中村副委員長：10カ所程度の実績ということだが、補助金を使えるということのPRは十分されているのか。
- 農政課長：各農協や施設において、周知している事業である。農政課に問い合わせがないわけではないが、まだ知らない方も多くいると思うので、今後も周知していきたい。

- 奥田委員：有害鳥獣被害防止対策事業について76万円と予算が少ないような気がするが、イノシシが出たり思川地域の国分寺地区は畑での被害も聞く。予算をもう少し取るべきではないか。もっと被害が大きくならぬうちに駆除する方法をとるべきと思うがどうか。
- 農政課長：思川沿いでイノシシの被害が出ていると聞いている。市では2カ所にイノシシ用の箱ワナを設置しており、捕獲を行うような対応をとっている。現在は、県から監視を行う機械を借りているが、今年度は箱ワナ周辺でイノシシは確認できなかった。次年度は機械を購入するとともに、情報収集に努めて、必要なものについて予算措置をすることで対応していきたい。
- 奥田委員：有害鳥獣捕獲として20万円とあるが、捕獲した実績はあるのか。
- 農政課長：捕獲について、今年度実績はない。

- 相澤委員：首都圏自然歩道管理事業の場所と委託先はどこか。
- 農政課長：この事業は、関東ふれあいの道として国で定められたものになる。栃木市の東武線野州大塚駅から小金井駅、小金井駅から自治医大駅、自治医大駅から久下田駅と通っている道がある。そちらの道路沿いの除草や清掃をシルバー人材センターに委託しているものである。
- 相澤委員：市の管轄区は、栃木から鬼怒川までの距離ということだが、どのパンフレットにのっているのか。
- 農政課長：市でパンフレットは作成していないが、国のホームページで見られるようになっている。

- 石川委員：有害鳥獣の関係で、スマホで見られるICT機器は何カ所に取り付けるのか。

- 農政課長： 現在、各ワナに1カ所ずつ、計2カ所に取り付けている。
- 中村副委員長： 森林環境整備促進基金積み立てについて、令和3年度末で1,323万9,000円になり、令和3年度は活用しないようである。今後の活用予定はあるのか。
- 農政課長： 森林環境譲与税については、ホームページでも用途を載せており、森林環境整備が行き届いていない箇所の整備や公共施設の木材使用などに使えるとなっている。森林環境の整備については、今年度、森林所有者に対してアンケート調査を行っている。その取りまとめと、やりとりができていない方もいるので、次年度においても継続して調査を行うことが必要と考えている。それらを踏まえて使い道については検討したい。
- 中村副委員長： 来年度の南河内小中学校について木質化を行うと聞いたが、予定はどうなっているか。
- 農政課長： 以前、南河内小中学校と石橋複合施設で、と回答したが、現在、石橋複合施設で検討中である。使用できるかどうかは、これからの設計によるが検討は進めている。

6款1項5目 農地費

- 中村副委員長： 農業基盤整備促進事業の農地耕作条件改善事業で1,207万円計上されているが場所はどこか。また、この事業はいくつかの種類があるということだがどのようなものか伺う。
- 農政課長： 各土地改良区が実施する水利施設の整備に対する補助になる。各土地改良区から要望があり、それに対して事業費の20%を市が補助している。
- 中村副委員長： 種類としては、どこの土地改良区も農地集積ということなのか。
- 農政課長： 農地集積が条件になっており、工事内容はポンプ場改修や、ポンプ場の水を利用することが集積の条件になっている。
- 奥田委員： 県営ほ場整備事業について、市が県から取得した部分の管理ということで、非農用地除草3,500万円については毎年行っているものか。
- 農政課長： 委託料として、非農用地除草は22万円である。負担金3,585万円は、現地視察を行った県営ほ場整備事業に対する1割の負担分である。

7款1項2目 商工業振興費

- 石川委員： 工場誘致奨励金について、新産業団地に来る企業に交付するもので、企業が既に決まっているなら、何社くらい入ってくるのか、社名や金額を伺う。

- 商工観光課長：これは特に新産業団地に限って行っているものではない。市内で工場の新設・増設など規模拡大を行った企業への固定資産税・都市計画税相当分を3年間奨励金として交付している。令和3年度の予定については、柴工業団地内の農業用の施設園芸用機材を扱う企業、航空宇宙関連部品を加工している企業、下古山地内の特殊印刷・塗装関係を行っている企業、産業用の機械部品の販売を行っている企業の計4社に補助を行う予定となっている。

7款1項3目 観光費

- 石川委員：天平の花まつり駐車場管理委託料について、花まつりは中止になったと思うが、内容を伺う。
- 商工観光課長：天平の花まつり駐車場管理運営は地元の方に委託しており、花まつり期間中4月10日から4月末までを有料期間としている。当初予算要求時には、中止が決定しておらず予算計上しているものである。

- 中村副委員長：下野ブランド創生推進事業が令和2年度から253万5,000円の減となっている。令和2年度の実績と減額となった理由を伺う。
- 商工観光課長：下野ブランドは、昨年度に改定を行ったが、昨年、一昨年とブランドの認定はなかった。新型コロナウイルスの影響により認定委員会の審査を行っていないが、次年度は行う予定である。ブランドフェアについても次年度も開催は難しいのではないかとということで、各種イベント時にブランド品を展示していく予定である。このあたりのブランドフェアの事業費等が大きく減少している。
- 中村副委員長：認定が2年続けてなかったが、来年度は力を入れていく予定か。
- 商工観光課長：既に申請は出ている。認定の審査委員会を行っていないので、新型コロナウイルスの状況を見極めながら認定を早めに行い、新たな認定品を加えて、燈桜会や芋煮会などでブースを設けてPRできればと考えている。

- 相澤委員：輝けエール大使イベントの内容を伺う。
- 商工観光課長：エール大使を呼び毎年イベントを予定している。来年度は宇賀地洋子氏の作品展を1週間程度開く予定で進めているところである。

8款2項1目 道路維持費

- 石川委員：市道街路樹管理について街路樹を低くするための経費かと思うが、どのあたりの街路樹を対象にしているのか。
- 建設課長：市内全域の街路樹の管理になる。道路のわきや歩行者専用道路の高木・低木の管理である。樹木の剪定、緑地の草刈り、低木の刈込等を行って

いる。年間の管理になる。

- 相澤委員： 東田橋防災カメラ設置について、新設か、また場所と管理はどこが行うのか伺う。
- 建設課長： 場所については、附属資料の2ページで左上の網掛け部分となる。東田橋の左岸側に河川公園があり、その一角に防災カメラを設置する。建設課で設置するが、谷地賀橋、箕輪橋の防災ライブカメラについては安全安心課で維持管理を行っており、一緒に管理できればということで調整している。令和3年度は東田橋を行うが、防災の関係で田川についても来年度計画している。塚越橋の農産物加工所付近にライブカメラを設置することを計画している。
- 相澤委員： 計画中の場所について確認したい。
- 建設課長： 塚越橋左岸の農産物加工所周辺のところである。

- 奥田委員： 上台橋橋梁長寿命化修繕について、修繕は終わっていると思うが。
- 建設課長： 上台橋については修繕工事は終わっていない。今年度は実施設計を行い、来年度、修繕工事を行う予定である。場所については、長田橋の北側に関沢橋があり、その途中のサイクリングロードの橋の修繕である。
- 奥田委員： サイクリングロードの橋とはどういうことか。
- 建設課長： 新川をまたぐ橋になるが、姿川のサイクリングロードの延長上にあるという意味である。

- 秋山委員： JR小金井駅東西自由通路定期点検について、修繕が終わってすぐに定期点検を行う理由を伺う。
- 建設課長： JR小金井駅自由通路は今年度補修工事が終わり、来年度、道路法による5年に一度の法定点検になる。県に確認したところ、法定点検になるのでできたばかりであっても点検をするようにとの指導があった。JRに委託し点検することになる。
- 秋山委員： 5年の法定点検ということだが、不都合があり修繕を行ったわけである。点検しないことによる罰則はあるのか。
- 建設課長： 県に確認したところ、道路法に基づいて行うとの事だったため実施することとした。
- 秋山委員： 法に基づいて行うということは当たり前だが、費用を抑えるなどの努力をしてほしい。
- 建設水道部長： 点検については法定ということで5年に一度のものであり、今回の修繕も5年前の点検により判明して修繕したものである。調整については努力していきたい。
- 秋山委員： 再度、県に掛け合ってほしい。

- 岡本委員長： 担当部としても再度問い合わせし結果を報告してほしい。
- 秋山委員： 全ての点検項目ではなく部分的に行うといったことができないか検討をしてほしい。

8 款 4 項 1 目 都市計画総務費

- 中村副委員長： 空き家バンク事業について、確認したら登録が1件しかなかった。空き家バンクは空き家問題を解決するにも有効だが、下野市に住んでみたいと思う方の窓口でもあると思う。登録が少ない状況の理由を伺う。
- 都市計画課長： 空き家バンク事業は平成30年8月から運用開始し、内訳は10件の登録に対し8件が契約済みで、残りは市街化調整区域と市街化区域1件ずつの2件となる。空き家対策でPRしているが登録につながらない。新たな制度を設けて登録を促進したいと考えている。
- 中村副委員長： 登録推進補助は登録1件あたり上限5万円というものか。
- 都市計画課長： 登録を促進するという事で、県内では実施はないが、全国的な中で調査研究して、2年間の中で登録いただければ奨励金を支払うという制度である。登録の促進につながるものとして制度を作った。
- 中村副委員長： 空き家バンクの使い方がいまひとつわかっていないが、市内に物件はたくさんあると思う。載せることで不利益になることはなく、どんどん載せたらいいと思うが何かあるのか。
- 都市計画課長： 空き家の件数は多くあると思うが、個人の財産であるため申し出のあったものについて市のホームページに載せている。10件以降は登録がない状況であり、補助制度の創設により登録を促進していきたいと考えている。
- 中村副委員長： 空き家の所有者が希望して登録するという事でよいか。
- 都市計画課長： そのとおりである。

- 石川委員： リノベーションまちづくり講演の内容を伺う。
- 都市計画課長： 中心市街地の空洞化により街の活力が低下している状況がある。空き店舗等の遊休不動産や空間資源について、新しいアイデアを持った起業家などの力を借りながらまちづくりを進めていくことが必要となっており、そういった気運の醸成や人材育成を目的として専門の講師を招いて講演を行う。東京大学を卒業されワークビジョンという会社を立ち上げている西村先生を招き、今後のまちづくりについて講演をお願いする予定である。令和2年度に予定していたが、コロナ禍で延期となった経緯があり、次年度に同額を予算計上した。
- 石川委員： 講演料だけで59万2,000円ということか。
- 都市計画課長： 2回分の講演料ということである。

- 石川委員：コンパクトシティ形成に係る可能性調査について、可能性を調査するだけでこの金額なのか。内容を伺う。
- 都市計画課長：平成27年から4年かけて立地適正化計画を策定した。3駅周辺に居住を誘導して、ネットワーク型のコンパクトシティを形成していくことを目指して進めているが、それぞれ様々な課題がある。石橋・小金井駅周辺はお店が撤退し閑散としている。自治医大駅の東口には良好な住宅地があるが、西側は農地が多く都市核という位置づけはあるが、15年経っても変わっていない状況である。今月、市役所が市街化区域に編入される。これをきっかけとして、課題を整理した上でということになるが、都市核については、市役所を中心として自治医大周辺というエリアは示されている以外、具体的な場所は決まっておらず、まちづくりを進めるうえでどのような機能を置いたらいいかもわかっていない状況であるため、エリア設定や事業費等を算出しながら、将来的にどういう整備方法で取り組むか検討していきたい。石橋駅前、小金井駅前についてもまちの元気がない。市街化区域なので早いうちに対応できるかと思うが、どういったものを整備するべきかわからないため、業者に依頼し、情報提供をしながら検証し、将来に向けてどのようなまちづくりができるのかを検討していきたいと考えている。

8款4項4目 公園費

- 石川委員：令和2年度は大松山運動公園陸上競技場の管理費として芝生のメンテナンス費用があったが、来年度は見込んでいないのか。
- 都市計画課長：昨年度は一括管理の中で大松山公園の芝生の管理を見込んでいた。今年度、一括管理の手法を見直し、内容によって一括管理になじまない12公園を分離し、112公園について一括管理としている。大松山の管理についてはスポーツ振興課に戻したという形である。
- 石川委員：スポーツ振興課で計上しているということで了解した。
- 中村副委員長：遊具点検の委託先はどこか。
- 都市計画課長：遊具の点検ができる専門業者を入札で決定している。今年度は、市内93箇所公園について点検を実施した。
- 中村副委員長：都市計画総務費で遊具の日常点検講習会8,000円とあるが、それは誰に対してのものか。
- 都市計画課長：遊具の日常点検講習会は、職員が点検知識を習得するための負担金である。遊具点検委託については、専門の業者の力を借りながら点検を行うものである。
- 中村副委員長：講習会を受けた職員は、知識を生かして日常的にチェックを

しているのか。

- 都市計画課長： 市民の方から不都合の連絡をいただいた際は、その都度出向いて確認している状況である。

[総括質疑]

○中村副委員長： ユニバーサル農業について、2年間で実績がないというのは使い勝手が悪いということではないかと思う。スロープを造ったり、トイレを整備したりがメインになるかと思うが、人手が足りない農家にとっても良いのではないかと思う。見直しが必要なのではないか。

●農政課長： トイレ、作業所、スロープなど特に障がいを持つ方が作業しやすい設備をとという形になっているが、実際、そこまでの補助が必要な方が来ているのかもしれない。現状で十分対応できる状況で、施設の改修まで必要な方々が行っているかどうかの把握ができていないということがある。当初事業開始に当たり、何らかの形で必要性がある中で始まったと思うので、作業している方、施設に対して使っていただくということ、また、見直しが必要な部分については、見直しを行いながら対応していきたいと考えている。

○中村副委員長： 障がいを持つ方、施設の方、農家など皆さんの意見をしっかりと聞き取ることが必要ではないか。今のままの補助金の目的だと身体不自由な方に焦点が当たっている気がする。ひとりなら作業できるが、たくさんの方がいる中ではできないとか、いろんな方がいる。ぜひ、話し合いをもって、ワーキンググループみたいなものがあればいいと思う。農家としても興味はあるけど積極的に行う勇気はないともあると思う。せつかくの事業であるので、これから良いものにしてほしい。

○秋山委員： 廃ビニール補助について、旧南河内町の時代に始まった。首都圏農業というのが非常にクローズアップされ、ビニールハウスが増えてきたとともにダイオキシン問題が出てきた。農協の理事と青壮年部執行部との話し合いの中で、処理に関して補助金を出してもらえないかという話をしたところ、当時の組合長が町長に話をして、3分の1補助が始まった。合併時はうつのみや農協しか出していなく、JAおやまは出していなかった。同じ農業者であるので出すようになったという経緯がある。処理単価が上がっている。排出量も農家の意識も高まり微増という状況である中で、両農協に同額を補助するとなると、排出量により負担に差が出てしまう。農業者に対して補助を出して救うということではなく、消費者ひいては市民、県民、国民の命と暮らしを守るという観点からの事業ということになれば、負担に差があるのは良くないと思う。予算についても打ち切りではなく、推移を見て補正をするとかの対応をお願いしたい。要望として申し上げる。

- 産業振興部長： 従来、2つのJAを取り扱ってきた経緯があり、JA主体の体制をとってきた部分もある。環境問題の根幹であるので、単に農業問題という事に捕らわれず目線を広げて、改めてJAとも協議しながら、検討していきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第12号 令和3年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業 特別会計予算

《質疑・意見》

- 奥田委員： 昨年度は、昭和63年から令和5年度までとなっていたが、令和7年度まで延長されている。延長する理由を伺う。
- 区画整理課長： 現状停滞した状態であり、残り地権者3名のうち2名から同意が得られていない。今月末に事業期間の期限となったため再度調整したところである。昨年秋から県と協議を行い、当初は令和5年度くらいを考えていたが、現実的に事業が終わるのかということがあり、工程表を作るよう県から指示があった。通常に行った場合や直接施行をした場合を考慮して、やはり5年くらいが必要となり、令和7年度末まで延長とした。
- 奥田委員： これからやろうとしていることは、今までにはできなかったのか。
- 区画整理課長： これまでも様々な手法を取ってきたが、一番難しいのが交渉に乗ってもらえないということである。令和3年度は、月に2～3回、1週間に1回でもやっていかななくてはならないと考えている。
- 奥田委員： 令和2年度の交渉回数について伺う。
- 区画整理課長： 3名地権者がおり、全てで5回である。電話もあるが伺ったのは1回である。新型コロナの関係で会ってもらえないということがあった。
- 奥田委員： 話に乗ってもらえないとはどういう状況か。
- 区画整理課長： こちらの話をそらされたり、違う話になったりで進まない。
- 奥田委員： そういうことであれば5年延長しても進まないのではないか。この方法ならばというものはあるのか。
- 区画整理課長： 市役所が行くとだめということがある。直接施行の実績のあるコンサルタント等に相談して、第三者を使うことも一つかと思うが、お金がかかることなので慎重に検討していきたい。
- 奥田委員： 明細書では、土地区画整理審議会委員や土地区画整理評価員の報酬とあるが、毎年会議を開いて支払いをしているのか。
- 区画整理課長： 審議会をしていないので支出していない。
- 奥田委員： 話が進まなくても支出することになるのか。

- 区画整理課長： 換地計画の変更など重要な案件がない限り会議の開催はない。
- 奥田委員： 委託料の画地測量の実測面積、物件調査、換地設計修正の内容について伺う。
- 区画整理課長： 地区全体の面積は5.5haである。画地測量については地権者の了承が得られた場合に行うものであり、予算はとっているが執行がない状況である。換地設計修正業務については、事業計画変更に伴う業務である。
- 奥田委員： 物件調査算定及び換地設計修正の内容を伺う。
- 区画整理課長： 物件調査の算定は駐車場に設置されているプレハブ等、年数がたって単価入替等がある物件調査を見ている。換地設計は、道路の計画は変えず物件を動かすことで交渉を行ってきたが、どうしても同意してもらえない時は道路の幅を狭くしたり、動かしたりするなどの検討を行う時に換地計画の修正が必要となる。そのときに支出するものである。

- 奥田委員： 使用収益不能補償とはどういうことか。
- 区画整理課長： 2名の地権者の他にもう1名いるが、その方の換地先が駐車場を持っている方の土地にくる。今のところ駐車場の方から同意が得られていない状況であるので、その換地先が使えない状況になっている。従前地は違う方が使っているので使えない状況である。どこも使えるところがないので、その分について使用収益不能補償として支払っている。
- 奥田委員： 前年度の予算を見ても同額が支払われているが、話がつくまで毎年払うのか。
- 区画整理課長： 毎年支出することになる。
- 奥田委員： 今までの総額を伺う。
- 区画整理課長： 平成11年からと聞いている。令和3年度3月で1,200万円余を払っている。

- 奥田委員： 総事業費が9億7,500万円であるが、その中で収まっているのか。
- 区画整理課長： 今回の事業計画の変更においても、事業費は変更していない。ただし、構外再築等を考えると最終的には超えてしまうと予想される。
- 奥田委員： 話が決まらず仮換地して、平成11年から払うようになったということか。職員も変わりなかなか決着はつかないだろうが早急にやってほしいと思う。
- 建設水道部長： 本事業は非常に長期化している。地権者も固定しており硬直化している状況である。話の場に至らない状況が続いている。事業期間の延伸の話もあったが、市としてはそろそろ決着をと考えている。新型コロナのこともあるが、来るなどと言われても行かないと交渉にならないし、事業が進まない。令和3年度は体制を強化し、決意をもって進めていきたい。

○奥田委員： よろしく願います。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第13号 令和3年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計予算

《質疑・意見》

○相澤委員： 計画ではあと何年後に終わるのか。

●区画整理課長： 事業期間は令和5年度末となっているが、現段階で二十数億円の事業費が残っている。水道・下水道工事の調整もあるので期間内での終了は難しいと考えている。

○相澤委員： 進捗率は8割で、補償費など明確に出ており、計画内で終わるかと思うがいかがか。

●区画整理課長： 予算規模を考えるとなかなか厳しいものもある。昨年度まで合併特例債があり一般会計でもある程度整備してきたが、今の事業費を倍増するのは難しいのではないかと考えている。水道や下水道の事業費が追い付かない部分もあるので、その辺のところを考えると5年度では厳しいかなというのが実感である。

○相澤委員： 区画販売は予算では4,710万円ということだが、残りの3件が4,710万円ということか。

●区画整理課長： 追加資料について、青い部分が今年度売却済の16件、1億5,677万3,000円の収入、ピンクの部分は公売中であるが売れ残っている、青とピンクが令和2年度で24件売り出し16件売れたということである。来年の追加が赤い部分で3件、8件と3件で11件である。通常の間は2、3件しか売れなかったところを、4件ということで強気の予算計上になっている。来年は11件ということであるが、これを含めてわずか20件前後しか残っていないので、大きな財源にはなっていないと思う。また、場所も南になるのでだんだんと厳しい状況になってくる。今年は非常に売れたということである。

○相澤委員： 保留地が新たに出てくるということはないのか。

●区画整理課長： 余っているところは少なく20件ほどである。

○相澤委員： 仁良川の区画整理については、石橋のようなことがあり去年も1件あったと思う。お金がいくらあっても足りなくなってしまうので積極的にやっていたかしないと終わらない。期間内にできるようにがんばってほしい。外面的には終わっているのかもしれないが、保留地については計画より早めに売ってもらって前倒ししてほしい。

●区画整理課長： 早期に完了するよう努力したい。

- 中村副委員長： 保留地はどのように販売しているのか、方法を伺う。
- 区画整理課長： 保留地は年に一度、3月に売り出している。8件の残り分は価格を見直し、若干安く、3件加えた11件で公募している。1人だけならばすぐ決まるが複数いれば抽選する。4月以降については先着販売となる。
- 中村副委員長： 公売地はホームページで確認できるのか。
- 区画整理課長： ホームページだけではなく、広報紙やFMゆうがおにより周知している。
- 中村副委員長： 東京のふるさと回帰支援センターなどにも情報はあるのか。
- 区画整理課長： そのような機会にも行っているし、各住宅メーカーの展示場を回ってチラシを配ったりしている。
- 中村副委員長： 同意を得られていない地権者の人数を伺う。
- 区画整理課長： 2～3年前までは何名かいると聞いたが、個別に交渉していると明確に反対と言われているところはないという感触である。
- 中村副委員長： その部分が解決しているのであれば、事業期間終了まで頑張ってもらいたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

延 会

— 第2号 —

○会議日時 令和3年3月5日(金) 午前9時30分～午前11時11分

○場所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	中村節子
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	奥田勉	〃	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	野口範雄	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁
水道課長	神戸良和	下水道課長	黒川信夫

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 再開

2. あいさつ 岡本委員長

議案第14号 令和3年度下野市水道事業会計予算

《質疑・意見》

○石川委員： 給水戸数、加入率、水道を使っていない戸数はいくつあるのか。

●水道課長： 人口に対する給水率は、令和元年度決算時で97.26%となっている。

- 石川委員： 全く水道を使っていない戸数を伺う。
- 水道課長： 全体の戸数は把握していない。加入戸数は2万2,524戸である。給水戸数の中で、市の水道を使っていないのは2,174世帯である。

- 相澤委員： 受水費について、上三川町と壬生町から給水を受けている地域と戸数を伺う。
- 水道課長： 受水戸数については、上三川町が17戸で下古山の下野警察署付近のJR東側のエリア、壬生町が3戸で上古山の姿川西側で県道羽生田・上蒲生線の北側付近である。
- 相澤委員： 受水の料金は下野市と同じ料金で精算されているのか。
- 水道課長： 料金は下野市の料金となる。

- 秋山委員： 上三川町・壬生町の給水について、経費も掛かるので下野市にということになると思うが、災害等を考慮すると相互乗り入れではないが、壬生町、上三川町の水道へも接続して有事の際に利用できるような体制を考えていってもよいかと思う。
- 水道課長： 受水費については、下野市民が上三川町と壬生町の水を使っているものである。現在、国の主導で、令和4年度までに県内での水道事業の広域化について、どのようなパターンが想定されるか、どういったメリットがあるかの検討が進められている。その中には、テーマとして施設の共同利用や相互利用もあり、県全体としての枠の中で検討している状況である。

- 中村副委員長： 議案第28号で給水条例の一部改正があるが、予算上はどの部分にあたるのか。
- 水道課長： 条例改正に関する部分は、収益的支出の1款「水道事業費用」、1項「営業費用」、2目「配水及び給水費」の中の修繕費で対応する。
- 中村副委員長： 修繕費について、どの程度の予算を計上しているのか内訳を伺う。
- 水道課長： 金額としては漏水関係の修繕費、他の部分も含めて約1,000万円程度であり、中には配水場の修繕も入っている。

- 中村副委員長： 20ページの注記表について、(1)有形固定資産の減価償却の方法とあるが、建物で言うと主な耐用年数が「10年～50年」、構築物は「10年～60年」とある。例えばどういったものが10年でどういったものが50、60年になるのか。
- 水道課長： 建物については、庁舎のようなものは50年、倉庫のようなものは10年と、種類や建築方法で年数が変わってくる。構築物についても配水池、配

水管、導水管など種類によって年数が決められているので幅を持った書き方となっている。

○中村副委員長：表記の具体的な内容がわからないので、例を挙げるなど検討できるようにであればお願いしたい。

○中村副委員長：収益的支出の動力費に太陽光発電設備電気料として8万円が計上されている。太陽光発電はどのように使われているのか伺う。

●水道課長：太陽光発電は、薬師寺と中大領の2カ所設置されている。発電した分は東京電力に販売するが、その発電する機械が使う電気は買っている状況であり、2カ所分の基本料金として8万円を支出している。

○中村副委員長：差し引きで8万円ということか。

●水道課長：差し引きではなく、払うもの、もらうものは別である。太陽光の収益については、収益的収入の1款2項「営業外収入」の雑収益に計上している。予算額は2カ所分で411万8,400円である。

○奥田委員：石橋地区の中では複雑なところがあり、下野警察署は石橋だが、国道を挟んだ西側に上三川町の鞆堂地区がある。どのようなやり取りになっているか伺う。

●水道課長：下野警察署付近は、上三川町の水道管が通っており上三川町の給水となっている。

○奥田委員：下野警察署の南に大きな会社ができているが、あの辺りも上三川町からの給水か。

●水道課長：会社の敷地の南に水道管が通っているので、現在の計画では下野市の水道から給水すると聞いている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第15号 令和3年度下野市下水道事業会計予算

《質疑・意見》

○中村副委員長：収益的支出で汚水管路費と雨水管路費それぞれ増えているがその要因を伺う。

●下水道課長：汚水管路費の要因は、ポンプ交換工事とその他業務委託の増額が要因となる。雨水管路費の増額については、可搬式雨水排水ポンプと冠水対策検討業務が主な要因である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第18号 下野市新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給基金
条例の制定について

《質疑・意見》

- 中村副委員長： 借り入れている方の人数と総額を伺う。
- 商工観光課長： 市の制度融資は3月2日現在で152件、総額10億2,930万円になっている。
- 中村副委員長： 返済は始まっているのか。
- 商工観光課長： 1年間の据置期間は設けてあるが、返済は始まっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第19号 下野市にぎわい広場条例の制定について

《質疑・意見》

- 中村副委員長： 別表について、時間が書いていないが1日使用の料金なのか伺う。
- 商工観光課長： 別表は1区分の記載になっている。施行規則において時間について定めていく。午前、午後、夜間の3区分とする考えである。
- 中村副委員長： 4月1日から施行となっているが、施行規則等の詳細について議会に示されないまま施行されるのか。
- 商工観光課長： 4月1日からとなっているが、整備が完了し落成式をした後の4月中には貸し出しを考えている。貸し出しができるようになったら市のホームページなどでご案内していこうと思っている。併せて告示を行う。
- 中村副委員長： 備考欄で、「営業等を伴う場合」と「行事・イベントを行う場合」に金額の差がある。イベントを行う場合でも、お店が出るようなことがあると思うが、営業等を伴う場合との違いを伺う。
- 商工観光課長： イベント行う場合であっても営利を伴うブースを設けた場合は、営業等を伴う場合に該当する。

- 奥田委員： 4月1日は条例の施行であり、使用はいつからになるのか。
- 商工観光課長： 4月中には貸し出しができるように進めている。
- 奥田委員： 現状を見ると、芝生を張ったばかりであり、人が入れるような状況ではないと思うが、4月に貸し出しできるのか。
- 商工観光課長： 芝生は施工業者と協議して、状況によっては遅れる場合も考えられる。芝生がずれるような状態であれば立ち入りできないようにし、イベント広場やトイレは使えるように進めていく。

- 秋山委員： 条例は職員が作ったのか。
- 商工観光課長： 担当者が整備し、総務人事課で内容を精査した。
- 秋山委員： 先進事例がない中で大変だったと思う。南の道路際にあるのが植栽かと思うが、あまり植えると維持管理も大変である。木陰がないかもしれないが四阿で対応できると考える。その中で、第3条の「(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること」は、道徳心や倫理上の問題で、利用者がマナーとして守っていただければ禁止行為として設ける必要はないと思う。また、同条で「(6) 立入禁止区域に立ち入ること」とあるが、例えば、芝生広場でイベントをやる場合の禁止区域というのはロープ等で区別すればいいのであって、どこが立入禁止区域となるのか。条例でここまで定める必要があるのか。
- 商工観光課長： 南側に木陰を設けるために中低木を2本植栽した。当初は芝生広場とイベント広場の間にも数本あったが、イベント時に広く使ってもらうように2本のみとした。この2本と芝生があるので条例に定めたところである。立入禁止区域については、トイレ南側に防災トイレが整備してあり、その備品がトイレの中にある。その部分について立入禁止エリアとしている。また、工事や管理を行う際に禁止エリアとすることを想定している。
- 産業振興部長： 補足として、第3条の(2)について、ご意見の通り利用者のマナーになるが、特に植物の採取については、既存の公園においても徹底されていないところがあるため、禁止行為としたものである。
- 秋山委員： 第3条については理解した。第5条の(4)について、集会とは多くの人々が共同の目的で一時的に一定の場所に集まること、その集まりのことである。その中で第7条に「(3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれのあるとき」とあり、占有使用を許可しないとされている。公民館などは社会教育法で営利、宗教活動、政治活動に当たるものについては貸し出しをしないとなっているが、みんなの広場として考えると、政治的活動に対して貸し出しして不都合があるのか。イベントをやりたいという中にも宗教活動につながってくるということもあると思う。市民に広く利用していただくのがいいと思う。公民館のように法で禁止されているものは無理だが、都市公園等は自由に使えるわけである。政治離れがある中で、政治的活動として、例えば街頭演説などをやりたいという時に、集まりやすい場所であるにぎわい広場でやってもいいのではないかと思う。なぜこの条項を定めたのか説明願う。
- 商工観光課長： 政治的、宗教的活動について、市で設置した施設であるのでこのような目的では使わないようにということで規定したものである。
- 秋山委員： それが何らかの弊害に結びついて、宗教活動や政治活動に許可してはまずいということならば仕方ないと思う。様々な形で市民の方にいろいろな目的で利用してもらった方がよいのではないかと思う。どういった弊害があるのか理解できないところである。

- 商工観光課長： イベント広場として設置した部分もあり、全国的にも珍しい内容で、営利を目的としなくても料金を徴収する。市のイベント広場でもありこういった部分を禁止していこうと条例を決めてきた部分ではある。
- 秋山委員： 第9条で占用使用許可の取り消しの中に、許可した使用目的以外に利用したときは取り消すことができるとあるが、実際には確認が難しいところがある。虚偽の申請により行われることも考えられる。現実的には難しいと思うがどうなのか。
- 産業振興部長： 担当職員が監視しているということはある得ない。他の公園でも、目に映るような行為があった場合、近隣住民から情報を得るケースがある。にぎわい広場については、圧倒的に市民の目が多いところでもあるため、目的外使用が確認できた際に何らかの措置を取るにあたり、その根拠づけを条例で示したところである。
- 秋山委員： 第13条にも使用の中止、原状回復、広場からの退去を命ずることができるがあるが現実的に無理である。貸し出したら違法行為をされても止めることはなかなかできないのではないかと思う。また、様々なことを規定していても、罰則規定がない条例では注意するくらいになってしまう。それでは条例の役割を果たさないので、ある程度罰則規定も検討する必要があると思う。
- 商工観光課長： 罰則規定については警察と協議し、法令上問題がないかを確認して規定していくことになる。今後そういったことが多く発生し、職員だけでは対応しきれないということであれば検討していきたいと思う。
- 秋山委員： 他の自治体の事例では、罰則規定を設けているケースもあるため、運営する中でいいアイデアがあったら研究してもらいたい。別表の使用料金について、公共施設には減免措置というものがあるが、学校、PTAや自治会などの団体について内容によっては減免を考えてもよいと思う。規則で減免に触れてはどうか。運営していく中で、無料であれば大いに利用しようとなると思うので、条例を作ることによって市民に気持ちよく利用してもらえようようにしてほしい。
- 商工観光課長： 営業等を伴わないものも1区分800円ということだが、使用料の減免を考えている。市の機関またはそれに直接関係する団体、市内の各種団体が公共の福祉のために使用するときなどは減免するよう準備を進めている。条例の第14条第3項にもそのように設けている。
- 中村副委員長： 市の考えを記しておくのは重要かと思う。にぎわい広場の清掃などの管理は公園の一括管理に含まれてくるのか。
- 商工観光課長： 単独で商工観光課で管理することを考えている。除草作業等については、シルバー人材センターへの委託を考えており、防除等については

業者委託で準備を進めている。

- 奥田委員： 例えば芝生広場を借りたとき、車でくると駐車場は開けてくれるのか。
- 商工観光課長： 芝生でイベントを行い、インターロッキングのイベント広場を駐車場とする場合は両面を借りてもらうことになる。石橋駅に近く、周辺は住宅地であるので、普段は駐車場は封鎖している。
- 奥田委員： イベント広場を借りてイベント等に使用した場合、芝生広場にも子どもたちが入ったりすると思うが、その場合についてはどのように考えているか。
- 商工観光課長： 4方向、植栽もフェンスもなく自由に入れるので仕切るのは難しい。芝生広場部分にテントやイスなどを置かなければ、イベント広場のみの貸し出しで許可できると考えている。
- 奥田委員： 使用する方が難しいのではないかと思う。特別な集会とかではなく、地域の人が集まって使う分には使用料は払わなくてもよい。その辺りの区別はどうか。
- 商工観光課長： 料金設定については、都市公園条例の中で商工観光課の所管となっている天平の丘公園の花広場を参考に設定した。全面借りた場合の料金設定だけでは単純に倍の料金になってしまうため、できるだけ負担のないようにと区分した。委員が指摘する部分については、減免規定などで対応していきたい。
- 奥田委員： 人数の規定もないので、周りの人の苦情が出てくるかもしれない。5人、10人でも集会であるし、その辺りはどうか。
- 商工観光課長： この区域にテントやテーブルを持ち込んで区域を占有している場合には許可を取ってもらう。10人、20人で使っている場合には特に申請してもらおうとは考えていない。

- 中村副委員長： 公園の使われ方について、イベント広場の駐車場は普段は入れないようにするとのことだが、車でない方は自由に入れるので、キックボードやスケートボードなどに使われることはどうか。
- 商工観光課長： 車の駐車は説明したとおりだが、そういったものは住宅地の真ん中で危険な行為があった場合には、警備がいるわけではないが担当課で危険行為に対して指導していきたいと考えている。
- 中村副委員長： 舗装が痛んだりするので禁止しているところもある。注意していくことが必要かと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第20号 下野市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例
の制定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第26号 下野市手数料条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第27号 下野市特別工業地区建築条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第28号 下野市水道事業給水条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第32号 市道路線の認定について

《質疑・意見》

- 奥田委員： 市道2443号線は舗装がブロックになっているのはこの部分だけか。
- 建設課長： 車止めがありインターロッキング舗装となっているが、その部分のみである。
- 奥田委員： その中の道路は市道になっていないのか。
- 建設課長： 中の6メートル道路はすでに市道となっている。

- 奥田委員：市道2442号線の右側に赤いポールがあり、一部塀が出ているが、このような部分はどうなっているのか。
- 建設課長：ポストコーンの西側に側溝が入っており、側溝までを市道として認定するものである。このままでは花壇にぶつかってしまうので安全策としてポストコーンを設置して誘導している。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第33号 市道路線の廃止について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

5. その他

なし

閉 会